

平成 19 年 4 月 30 日

各位

株式会社りそな銀行  
 社団法人広島県宅地建物取引業協会  
 広島宅建株式会社

### 「広島宅建提携住宅ローン」の取扱開始について

株式会社りそな銀行（社長：水田 廣行）は、社団法人広島県宅地建物取引業協会（会長：松尾 金士）が会員約 2,600 先の業務の補完支援を目的として設立した広島宅建株式会社（社長：松尾 金士）と提携し、会員が販売・仲介を行う住宅等を購入されるお客さま向け住宅ローン商品「**広島宅建提携住宅ローン**」を平成 20 年 5 月 1 日（木）より取扱を開始いたします。

この提携により、会員業者は、住宅を購入されるお客さまから申込を受付けたフラット 35 や住宅ローン等をりそな銀行に取次ぎすることが可能になり、同行が提供する多様な住宅ローン商品ラインナップをお客さまに紹介しやすくなります。

また、りそな銀行は、平成 18 年 4 月に社団法人全日本不動産協会とも提携しており（商品名：「全日本不動産住宅ローン」）、今回の取扱と併せると、広島県下のほぼ 100% の不動産業者がりそな銀行の提携住宅ローンを利用することが可能となります。

今後も両者の強みを活かした施策の実施により、お客さまの更なる利便性・サービス向上を目指してまいります。

「広島宅建提携住宅ローン」の取扱商品は下記のとおりです。

商品名	ご融資金額	特徴
フラット 35	8,000 万円以内	最長 35 年の固定金利。保証料・繰上返済手数料不要の商品
住宅ローン	1 億円以内	住宅を買いたい、建てたい、リフォームしたい方のための基本形商品
住みかえローン	1 億円以内	住みかえしたいけれど住宅ローン残債が残る方のための専用商品
建てかえローン	1 億円以内	建てかえしたいけれど住宅ローン残債が残る方のための専用商品
諸費用ローン	5 百万円以内	マイホームの購入に必要な各種費用をカバーする商品

「フラット 35」は住宅金融支援機構買取型です。

お申込にあたっては、当社所定の審査がありますのでご希望に添えない場合がございます。

商品によっては、当社所定の保証会社に対する保証料、ご融資対象物件（土地・建物）への担保権設定、その他所定の手数料が必要となる場合があります。

商品によっては、繰上返済や返済条件の変更等の際に手数料が必要となる場合があります。

店頭に説明書をご用意しています。

以上

## ご参考

1. 社団法人広島県宅地建物取引業協会の概要は以下のとおりです。

名 称	社団法人広島県宅地建物取引業協会
所 在 地	広島市中区昭和町 11 番 5 号
会 長	松尾 金士
会 員 数	約 2,600 先
支 部 数	10 支部
特 色	宅地建物取引業法の規定により広島県知事の許可を得て設立された公益法人で、宅地建物取引業の健全な発達を図るため、会員指導および連絡に関する事務を行うことを目的とする。現在、広島県下の宅地建物取引業者のうち、約 90%が加盟。

2. 広島宅建株式会社概要は以下のとおりです。

名 称	広島宅建株式会社
所 在 地	広島市中区昭和町 11 番 5 号
社 長	松尾 金士
設 立	平成 19 年 4 月
特 色	公益法人では実施できない事業の実施機関として、組織のスケールメリットを生かした会員の事業機会の創出、不動産取引周辺業務の各種サポート事業を展開する。